

福島県緊急医師確保修学資金 貸与制度のご案内 (令和 8 年度版)

令和 8 年 4 月

福島県地域医療支援センター

目 次

1	制度の目的	1
2	貸与の申請	
(1)	貸与対象者	1
(2)	貸与額	2
(3)	募集人員	2
(4)	貸与申請の手続き	2
(5)	申請書の提出期限	3
(6)	修学資金の問合せ先	3
3	貸与決定とその後の手続き	
(1)	貸与者の選考・決定	3
(2)	貸与期間及び貸与方法	3
(3)	貸与の休止	4
(4)	貸与契約の解除	4
(5)	修学資金の2年目以降の貸与	4
(6)	その他届出が必要な事項	4
4	返還債務の免除	
(1)	返還債務の全部免除	4
(2)	返還債務の一部免除	5
5	修学資金の返還	
(1)	一括返還	6
(2)	履行猶予	6
(3)	延滞利息	6
6	卒業後の手続き	
(1)	返還免除までの期間に必要な手続き	7
(2)	返還の免除申請	7
(3)	その他届出が必要な事項	7
7	貸与申請及び申請後の手続きに係る提出書類・届出事項一覧	8

(別添) 福島県地域枠医師等キャリア形成プログラム

1 制度の目的

福島県緊急医師確保修学資金貸与制度は、県内における医師不足を解消するため、将来、県内の公的医療機関等に医師として勤務しようとする福島県立医科大学医学部の学生に対して修学に必要な資金を貸与する制度です。

2 貸与の申請

(1) 貸与対象者

福島県立医科大学医学部に在学する方で、「福島県地域枠医師等キャリア形成プログラム」を履修し、将来、県内の公的医療機関等に医師として勤務する意思のある方。

- 令和8年4月に入学した方及び在学している方が対象となります。
現在留年中の方は応募できません。
- 令和8年度入試において、推薦入試のB枠、一般入試の地域枠で合格し入学した方は必ず申請してください。
- 他の勤務義務のある修学資金等と原則併用できません。他の修学資金等の貸与を受けている（受ける予定も含む）方は必ずお問合せください。
なお、日本学生支援機構の奨学金は併用可能です。
- 県内の公的医療機関等は次のとおりです。詳しくは「福島県地域枠医師等キャリア形成プログラム」の「別表2 勤務対象医療機関」を御覧ください。
 - ① 県が設置する病院又は診療所
 - ② 市町村が設置する病院又は診療所
 - ③ 地方公共団体の組合が設置する病院又は診療所
 - ④ 公立大学法人福島県立医科大学が設置する福島県立医科大学に置かれた附属病院又は健康増進センター
 - ⑤ 独立行政法人国立病院機構が設置する病院
 - ⑥ 独立行政法人労働者健康安全機構が設置する病院
 - ⑦ 福島県厚生農業協同組合連合会が設置する病院又は診療所
 - ⑧ 社会福祉法人恩賜財団済生会が設置する病院又は診療所
 - ⑨ 日本赤十字社が設置する病院
 - ⑩ 国民健康保険組合が設置する病院又は診療所
 - ⑪ 独立行政法人地域医療機能推進機構が設置する病院
 - ⑫ 地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条に規定する保健所
 - ⑬ 保健、医療及び衛生に関する事項を所管する県の機関（前号に規定する保健所を除く）
 - ⑭ その他知事が定める機関

※ 勤務場所については、福島県地域医療対策協議会における協議を踏まえて県が決定します。

また、勤務する期間のうち原則１年は週１日以上のへき地診療所等への診療応援を行うこととし、診療応援先は、上記公的医療機関等のうち国民健康保険直営診療所・市町村立診療所又はへき地医療拠点病院（福島県立南会津病院、福島県立宮下病院、公立岩瀬病院）となります。

（２）貸与額

月額 １５０，０００円

- 修学資金は令和８年４月分から貸与します。
- 新入生の方は入学料相当額を加算することができます。
 - ア 県内出身者 ２８２，０００円
 - イ 県外出身者 ８４６，０００円

（３）募集人員

６０名

※ 令和８年度においては、推薦入試のＢ枠及び一般入試の地域枠の入学
者（合計４５名）に対して貸与することが確定していますので、Ｂ枠・
地域枠以外の方についての募集人員は１５名となります。

（４）貸与申請の手続き

修学資金の貸与を希望する方は、以下に掲げる書類を福島県立医科大学教育研修支援課（以下「教育研修支援課」という。）まで提出してください。

【提出書類】

- ① 福島県緊急医師確保修学資金貸与申請書（様式第１号）
 - 申請には２名の保証人が必要です。
 - ・ １人は修学資金の貸与を受けようとする者の親族
 - ・ 他の１人は成年者であって独立の生計を営み、修学資金を返還できる程度の資力を有する者
 - 入学料に相当する額の加算を希望される方は、支払った入学料の額が確認できる書類（領収書の写し等）を添付してください。
- ② 戸籍抄本
- ③ レポート（Ａ４横書：別紙のとおり）※データ作成可
 - 次の項目について記載してください。
 - 「①将来、どのような医師になりたいか」「②福島県の地域医療にどのように貢献したいか」「③福島県緊急医師確保修学資金制度の趣旨を要約（義務履行、勤務医療機関等について）」
 - 計９００字程度を目安とします。

○ レポートの余白に氏名を記入してください。

④ 銀行口座振込申出書

※ 本人名義の通帳のコピー添付

⑤ 福島県キャリア形成卒前支援プラン適用同意書

⑥ （新入生を除く在学生の方のみ）学業成績証明書

※ 以上の書類に、「福島県立医科大学医学部長の推薦調書（様式第2号）」が添付され、申請書類一式として福島県地域医療支援センターに提出されます。

（５）申請書の提出期限

令和8年5月8日（金）まで、教育研修支援課へ必要書類を添えて提出してください。

（６）修学資金の問合せ先

福島県地域医療支援センター

〒960-1295 福島市光が丘1番地

TEL 024-547-1711（直通）

（土・日・祝日を除く8：30～17：15）

FAX 024-547-1991

E-mail rmsc@pref.fukushima.lg.jp

3 貸与決定とその後の手続き

（１）貸与者の選考・決定

選考委員会を開催して、提出された申請書類について審査を行うとともに、必要に応じて面接を行い、貸与者を選考（内定）します。

その結果を申請者に通知し、内定者に次の書類を提出いただいた後、正式決定されます。

【提出書類】

○ 緊急医師確保修学資金貸与契約書

（２）貸与期間及び貸与方法

令和8年4月から大学を卒業する日の属する月までの間、毎月1か月分ずつ貸与します。（正規の修業年限に相当する期間に限ります。）

ただし、初回貸与は、4月分～貸与開始月分を併せて貸与します（7月下旬頃以降となる予定）。

また、入学料に相当する額は、修学資金月額の前回貸与時に加算します。

（３）貸与の休止

福島県立医科大学（以下「医科大学」という。）を休学し、又は停学の処分を受けたときは、復学するまでの間、貸与は休止します。

（４）貸与契約の解除

貸与を受けている人が次のいずれかに該当することになったときは、修学資金の貸与契約を解除します。

- ① 退学したとき。
- ② 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。
- ③ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- ④ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- ⑤ 死亡したとき。
- ⑥ その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

（５）修学資金の２年目以降の貸与

２年目以降は、毎年４月３０日までに前学年における学業成績証明書（医科大学教育研修支援課作成）の提出が必要になります。

また、年度当初の貸与継続の確認作業のため、４月分の貸与は例月よりも遅れる見込みですので、事前にご了承ください。

（６）その他届出が必要な事項

上記の他、貸与期間中に、届出が必要な事項があります。

詳しくは「７ 貸与申請及び申請後の手続きに係る提出書類・届出事項一覧」をご覧ください。

４ 返還債務の免除

（１）返還債務の全部免除

貸与を受けた人が、医科大学を卒業した後２年以内に医師となり、かつ、医師となった後直ちに臨床研修であって県内の病院のうち知事が指定する病院において行うもの（以下「県内臨床研修」という。）に従事し、その後継続して後期研修、医学に係る研究（大学又はこれに類する施設であって知事が認めるものにおける研究に限る。）又は公的医療機関等の医師としての勤務に従事している場合で、次のいずれかに該当するときは、返還が全額免除されます。

- ① 県内臨床研修に従事した期間、公的医療機関等の医師としての勤務に従事した期間及び医科大学附属病院その他県内の病院のうち知事が認める病院で行われる後期研修に従事した期間のうち休職、停職、育児休業その他の事由により勤務しなかった期間を除いた期間（以下「県内臨床研修等従事期間」という。）が、修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間に達したとき。
 - ② 業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- 修学資金の貸与を受けた期間が1年5か月に満たない場合は、県内臨床研修等従事期間が1年5か月の1.5倍に相当する期間に達したときに、返還が全額免除されます。
 - 知事が指定する県内の臨床研修病院については「福島県地域枠医師等キャリア形成プログラム」の「別表1 福島県内の基幹型臨床研修病院」をご覧ください。
 - 修学資金の貸与を受けている方の場合、2年間の県内臨床研修において、履修が必須となる項目等があります。詳しくは、「福島県地域枠医師等キャリア形成プログラム」の「別紙 修学資金被貸与者の基本プログラムについて」をご覧ください。
 - 県内後期研修に従事した期間のうち県内臨床研修等従事期間に算入する期間は、修学資金の貸与を受けた期間から2年を減じた期間を限度とします。ただし、修学資金の貸与を受けた期間が2年を下回る場合には、県内後期研修に従事した期間は、県内臨床研修等従事期間に算入しません。
 - 他、詳細は「福島県地域枠医師等キャリア形成プログラム」をご覧ください。

（２）返還債務の一部免除

貸与を受けた人が、次のいずれかに該当するときは、返還する額の一部が免除されます。

- ① 下記５のエ又はオに該当する場合に免除される額
 - ・ 返還債務の額×（県内臨床研修等従事期間÷貸与期間の3／2）
- ② 下記５のア～キにより返還をすることとなる場合において、死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により貸与を受けた修学資金を返還することができなくなった場合に免除できる額
 - ・ 返還債務の全部又は一部に相当する額

5 修学資金の返還

(1) 一括返還

修学資金の貸与を受けた人は、4の(1)により返還債務の全部を免除される場合を除き、次のいずれかに該当するときは、貸与を受けた修学資金の総額に利息を付した額を、当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに一括して返還しなければなりません。

ア 医科大学を退学したこと等により契約が解除されたとき。

イ 医師となった後直ちに県内臨床研修に従事しなかったとき。

ウ 医師となった後直ちに県内臨床研修に従事した場合において、その後継続して後期研修、医学に係る研究又は公的医療機関等の医師としての勤務（以下「後期研修等」という。）に従事しなかったとき。

エ 医師となった後直ちに県内臨床研修に従事し、その後継続して後期研修等に従事した場合において、後期研修等に従事しなくなったとき（次に掲げる場合を除く。）。

オ 医師となった後直ちに県内臨床研修に従事し、その後継続して後期研修等に従事した場合において、最初に県内臨床研修に従事した日から修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間を経過し、かつ、当該最初に県内臨床研修に従事した日から起算して12年（育児休業の期間その他知事が認める期間を加えた期間を加算することができる。）を経過する日までの期間を限度として知事が認める期間を経過したとき。

カ 医科大学を卒業した後死亡したとき。

キ 医科大学を卒業した後2年以内に医師とならなかったとき。

○ 返還利息の額は、当該修学資金の交付を受けた日から最後に修学資金の交付を受けた日の属する月の末日までの期間の日数に応じて、年10パーセントの割合で計算した額となります。

○ 返還に際し、知事が特別の事情があると認めるときは、別に期限を定めて、又は分割して返還させることがあります。

(2) 履行猶予

災害、疾病その他やむを得ない事由があると認められるときは、知事が必要と認める期間、返還債務の履行が猶予されることがあります。

(3) 延滞利息

正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じて、年14.5パーセントの延滞利息が掛かります。

6 卒業後の手続き

(1) 返還免除までの期間に必要な手続き

○ 大学を卒業したとき

大学を卒業したときは、次の書類を提出いただくことになります。

【提出書類】

- ① 福島県緊急医師確保修学資金借用証書（様式第5号）
- ② 現況報告書（様式第10号）
 - ※ 身分証の写し等の勤務の状況がわかる書類添付
- ③ 県内臨床研修に従事しようとする旨の届出書
- ④ 住所を変更したことの届出書
 - ※ 住民票の写し等の新しい住所がわかる書類添付
- ⑤ 医師免許証の交付を受けたことの届出書
 - ※ 医師免許証の写し添付

○ 大学卒業後2年目以降

修学資金の返還が免除され、又は返還債務の履行が終わる日までの間、毎年4月15日までに、同年4月1日現在の状況について、次の書類を提出いただくことになります。

【提出書類】

- ① 現況報告書（様式第10号）
 - ※ 身分証の写し等の勤務の状況がわかる書類添付

(2) 返還の免除申請

返還免除に必要な期間の勤務が終了した場合は、返還免除の申請をしていただく必要があります。

【提出書類】

- ① 緊急医師確保修学資金返還債務免除申請書（様式第6号）
- ② 公的医療機関等で勤務等に従事したことを証明する書類

(3) その他届出が必要な事項

上記の他、返還免除に係る勤務等に従事する期間中、届出が必要な事項があります。

詳しくは「7 貸与申請及び申請後の手続きに係る提出書類・届出事項一覧」をご覧ください。

7 貸与申請及び申請後の手続きに係る提出書類・届出事項一覧

項 目	提 出 書 類
貸与申請時に提出	・ 福島県緊急医師確保修学資金貸与申請書（様式第 1 号） ・ （加算希望者のみ）入学料の領収書の写し ・ 戸籍抄本 ・ レポート（データ作成可） ・ 銀行口座振込申出書 ・ 本人名義の通帳のコピー ・ 福島県キャリア形成卒前支援プラン適用同意書 ・ （新入生を除く在学生の方のみ）福島県立医科大学の学業成績証明書 ※ 福島県立医科大学医学部長の推薦調書（様式第 2 号）が別途添付されます。
貸与決定時に提出	・ 緊急医師確保修学資金貸与契約書
2 年目以降の継続貸与時に提出	・ 前学年の学業成績証明書（医科大学教育研修支援課で作成） ※ 毎年 4 月 3 0 日まで
卒業後直ちに提出	・ 緊急医師確保修学資金借用証書（様式第 5 号）
卒業後から返還債務の全部免除、返還債務の履行終了まで毎年提出	・ 現況報告書（様式第 1 0 号） ・ 勤務（後期研修等）の状況がわかる書類 ※ 毎年 4 月 1 5 日まで
返還免除申請時に提出	・ 緊急医師確保修学資金返還債務免除申請書（様式第 6 号） ・ 公的医療機関等で勤務等に従事したことを証明する書類
返還方法変更申請時に提出	・ 緊急医師確保修学資金返還方法変更承認申請書（様式第 7 号）
返還履行猶予申請時に提出	・ 緊急医師確保修学資金返還債務履行猶予申請書（様式第 8 号）
保証人変更時に提出	・ 保証人変更承認申請書（様式第 9 号）

項 目	届 出 事 項
その他随時届出	次に掲げる事項に該当した場合には、まずは電話、メール等により担当者まで連絡してください。 ・ 氏名又は住所を変更したとき。 ・ 退学したとき。 ・ 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。 ・ 休学し、又は停学の処分を受けたとき。 ・ 復学したとき。 ・ 保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき。 ・ 保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたとき。 ・ 医師法（昭和23年法律第201号）第6条第2項の医師免許証の交付を受けたとき。 ・ 条例第6条第1項に規定する県内臨床研修に従事しようとするとき及び当該県内臨床研修に従事しなくなったとき。 ・ 条例第6条第1項に規定する後期研修に従事しようとするとき及び当該後期研修に従事しなくなったとき。 ・ 条例第6条第1項に規定する公的医療機関等の医師としての勤務に従事したとき及び当該公的医療機関等の医師としての勤務に従事しなくなったとき。

福島県 地域枠医師等 キャリア形成プログラム

令和8年4月

福島県医療人材対策室

目 次

第 1	福島県地域枠医師等キャリア形成プログラムについて	1
1	趣旨	1
2	対象者	1
第 2	医師確保修学資金キャリア形成プログラム	2
1	従事期間	2
2	臨床研修	2
3	後期研修	2
4	勤務	2
5	従事期間としての算定事項	3
6	コース	3
7	コースモデル	3
	(1) 一般診療科コース	4
	(2) 特定診療科コース	4
	(3) 福島県周産期医療医師確保修学資金被貸与者コース	5
	(4) 福島県社会医学系専門医コース	5
別表 1		6
別表 2		7
別紙	修学資金被貸与者の基本プログラムについて	9
第 3	自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラム	13
1	従事期間	13
2	臨床研修	13
3	後期研修	13
4	勤務	13
5	従事期間としての算定事項	13
6	コース	14
7	コースモデル	14
	(1) 一般コース	14
	(2) 周産期特例制度適用者コース	15

第1 福島県地域枠医師等キャリア形成プログラムについて

1 趣旨

平成30年7月25日の医療法改正に伴い、医師が不足している地域における医師の確保と、修学資金の貸与を受けた医師や自治医科大学を卒業した医師等の能力の開発・向上の両立を図るため、各制度の従事要件を整理しキャリア形成プログラムとして策定した。

2 対象者

プログラム名		対象者 1	対象者 2	対象者 3
医師確保修学資金キャリア形成プログラム	福島県緊急医師確保修学資金キャリア形成プログラム	令和2年度以降、新規に「福島県緊急医師確保修学資金」の貸与を受けた者	令和元年度以前に「福島県緊急医師確保修学資金」の貸与を受けた者のうち、平成25年度改正条例の適用者（以下「新制度適用者」という。）であって、当該プログラムの適用を希望する者	福島県の医師確保修学資金の貸与を受けていない医師又は、自治医科大学卒業者以外の医師で、当該プログラムの適用を希望する者
	福島県へき地医療等医師確保修学資金キャリア形成プログラム	令和2年度以降、新規に「福島県へき地医療等医師確保修学資金」の貸与を受けた者	令和元年度以前に「福島県へき地医療等医師確保修学資金」の貸与を受けた者のうち、新制度適用者であって、当該プログラムの適用を希望する者	
	福島県地域医療医師確保修学資金キャリア形成プログラム	令和2年度以降、新規に「福島県地域医療医師確保修学資金」の貸与を受けた者	令和元年度以前に「福島県地域医療医師確保修学資金」の貸与を受けた者のうち、新制度適用者であって、当該プログラムの適用を希望する者	
自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラム		令和2年度以降、新規に自治医科大学に入学した者	令和元年度以前に、自治医科大学に入学した者のうち、平成26年度改正要綱の新制度適用者であって、当該プログラムの適用を希望する者	

第2 医師確保修学資金キャリア形成プログラム

福島県緊急医師確保修学資金キャリア形成プログラム、福島県へき地医療等医師確保修学資金キャリア形成プログラム、福島県地域医療医師確保修学資金キャリア形成プログラムに共通する事項について説明する。なお、自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラムについては、「第3 自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラム」において説明する。

1 従事期間

- (1) 修学資金の返還債務免除となる期間を各プログラムの従事期間とし、その期間は修学資金の貸与年数の1.5倍の期間であること。つまり貸与期間6年の場合、従事期間は9年となる。

なお、貸与を受けた期間が1年5か月に満たない場合、従事期間は1年5か月の1.5倍の期間の2年1.5か月とする。

- (2) 従事期間の年限は、最初に臨床研修に従事した日から12年を経過する日までとする。

なお、育児休業その他知事が認める期間がある場合は、その期間を12年に加えた期間を経過する日までとする。

2 臨床研修

- (1) 別表1の基幹型臨床研修病院のうち、知事が指定する病院で臨床研修を行うこと。
当該指定は毎年度行う。

- (2) 臨床研修の2年間は従事期間として算定する。

- (3) 別紙「修学資金被貸与者の基本プログラム」を履修すること。

3 後期研修

- (1) 後期研修（臨床研修を修了した者等が受ける医師の専門性に関する研修をいう。）は、原則として各コースの専門医プログラムの基幹施設又は連携施設のうち福島県内の病院で実施することとし、福島県内の病院で実施した場合は従事期間として算定する。

- (2) 従事期間として算定する期間は、貸与期間から2年を減じた期間を限度とする。
修学資金の貸与を受けた期間が2年を下回る場合には、従事期間として算定しない。

4 勤務

- (1) 従事期間から臨床研修期間（2年）及び、後期研修期間のうち従事期間として算定した期間（0～4年）を除いた期間、別表2の勤務対象医療機関で勤務すること。
- (2) 一般診療科コース又は、福島県社会医学系専門医コースの者は、勤務期間のうち

1年間（勤務期間が1年に満たない場合は勤務期間）国保診療所、市町村立診療所又はへき地医療拠点病院（県立宮下病院・南会津病院）に週1日以上診療応援を行うこと。

診療応援を行う年度は本人の希望、地域医療のニーズ等を踏まえ個別に検討する。

- （3）勤務する医療機関については、地域医療対策協議会における協議を踏まえて県が決定する。

5 従事期間としての算定事項

- （1）休職、停職、育児休業その他の事由により勤務しなかった期間は、従事期間として算定しない。

ただし、育児休業その他知事が認める期間はその期間分義務年限が延長となるため、キャリア形成プログラムの一時中断の扱いとなる。

- （2）海外留学は県外後期研修として扱い、従事期間として算定しない。

- （3）医学に係る研究（大学（学校教育法第97条に規定する大学院を含む。）又はこれに類する施設であって知事が認めるものにおける研究に限る。）の期間は従事期間として算定しない

6 コース

- （1）一般診療科コース

内科、皮膚科、精神科、外科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、脳神経外科、放射線科、病理、臨床検査、救急科、形成外科、リハビリテーション科、総合診療科の専門医を取得するコース

- （2）特定診療科コース

小児科、産科婦人科、麻酔科の専門医を取得するコース

- （3）周産期医療医師確保修学資金被貸与者コース

福島県周産期医療医師確保修学資金の貸与を受けた者のコース

- （4）福島県社会医学系専門医コース

福島県緊急医師確保修学資金の貸与を受けた者が社会医学系専門医を取得するコース（福島県へき地医療等医師確保修学資金又は、福島県地域医療医師確保修学資金の貸与を受けた者は選択できない）

7 コースモデル

専門医研修の基本領域3年、サブスペシャリティ3年、従事期間9年とした場合を例示する。基本領域の期間が3年ではない場合や、今後日本専門医機構から発表されるサブスペシャリティの内容によっては、例示したケースとは異なる場合がある。

(1) 一般診療科コース

ケース1 勤務対象医療機関でサブスペが取得できる場合

医師年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
修学資金の制度カテゴリ	臨床研修	後期研修					勤務					
従事期間算定	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
就労医療機関	別表1のうち知事が指定する病院 基本プログラム履修	県内病院					別表2の医療機関					
専門医研修カテゴリ	臨床研修	基本領域				サブスペシャリティ						

後期研修4年を越える期間のサブスペについては、別表2の医療機関がサブスペの施設であり、県の勤務配置を受ければ算定できる。
サブスペの施設でない場合や、県の配置を受けない場合はケース2となる。

従事期間終了

*の1年は国保診療所等に週1日以上の診療応援（以下同じ）

ケース2 勤務対象医療機関でサブスペが取得できない場合

医師年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
修学資金の制度カテゴリ	臨床研修	後期研修					勤務					
従事期間算定	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	
就労医療機関	別表1のうち知事が指定する病院 基本プログラム履修	県内病院					別表2の医療機関					
専門医研修カテゴリ	臨床研修	基本領域				サブスペシャリティ						

従事期間終了

(2) 特定診療科コース

ケース1 勤務対象医療機関でサブスペが取得できる場合

医師年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
修学資金の制度カテゴリ	臨床研修	後期研修					勤務					
従事期間算定	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
就労医療機関	別表1のうち知事が指定する病院 基本プログラム履修	県内病院					別表2の医療機関					
専門医研修カテゴリ	臨床研修	基本領域				サブスペシャリティ						

後期研修4年を越える期間のサブスペについては、別表2の医療機関がサブスペの施設であり、県の勤務配置を受ければ算定できる。
サブスペの施設でない場合や、県の配置を受けない場合はケース2となる。

従事期間終了

ケース2 勤務対象医療機関でサブスペが取得できない場合

医師年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
修学資金の制度カテゴリ	臨床研修	後期研修					勤務					
従事期間算定	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	
就労医療機関	別表1のうち知事が指定する病院 基本プログラム履修	県内病院					別表2の医療機関					
専門医研修カテゴリ	臨床研修	基本領域				サブスペシャリティ						

従事期間終了

(3) 福島県周産期医療等医師確保修学資金コース

ケース1 勤務対象医療機関でサブスペが取得できる場合

医師年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
修学資金の制度カテゴリ	臨床研修		後期研修				勤務					
従事期間算定	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
就労医療機関	・福島県立医科大学 附属病院 ・大原総合病院 ・太田西ノ内病院 ・竹田総合病院 ・いわき市医療センター 基本プログラム履修		福島県立医科大学附属病院の産科婦人科 専門医コース又は小児科専門医コースの 福島県内の基幹施設又は連携施設				1 総合周産期母子医療センター ・福島県立医科大学附属病院 2 地域周産期母子医療センター ・大原総合病院 ・太田西ノ内病院 ・竹田総合病院 ・いわき市医療センター 3 周産期医療協力施設 ・星総合病院 ・寿泉堂総合病院 ・公立岩瀬病院 ・白河厚生総合病院 ・公立相馬総合病院					
専門医研修カテゴリ	臨床研修		基本領域			サブスペシャリティ						

後期研修4年を超える期間のサブスペについては、別表2の医療機関がサブスペの施設であり、県の勤務配置を受ければ算定できる。
サブスペの施設でない場合や、県の配置を受けない場合はケース2となる。

従事期間終了

ケース2 勤務対象医療機関でサブスペが取得できない場合

医師年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
修学資金の制度カテゴリ	臨床研修		後期研修				勤務					
従事期間算定	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	
就労医療機関	・福島県立医科大学 附属病院 ・大原総合病院 ・太田西ノ内病院 ・竹田総合病院 ・いわき市医療センター 基本プログラム履修		福島県立医科大学附属病院の産科婦人科専門医コース又は小児 科専門医コースの福島県内の基幹施設又は連携施設				1 総合周産期母子医療センター ・福島県立医科大学附属病院 2 地域周産期母子医療センター ・大原総合病院 ・太田西ノ内病院 ・竹田総合病院 ・いわき市医療センター 3 周産期医療協力施設 ・星総合病院 ・寿泉堂総合病院 ・公立岩瀬病院 ・白河厚生総合病院 ・公立相馬総合病院					
専門医研修カテゴリ	臨床研修		基本領域			サブスペシャリティ						

従事期間終了

(4) 福島県社会医学系専門医コース

ケース1 社会医学系専門医取得の場合

医師年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
修学資金の制度カテゴリ	臨床研修		勤務★									
従事期間算定	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
就労医療機関	別表1のうち知事 が指定する病院 基本プログラム履修		・福島県立医科大学健康増進センター ・福島県保健福祉部 ・福島県保健所									
専門医研修カテゴリ	臨床研修		社会医学系専門医コース									

従事期間終了

ケース2 社会医学系専門医に加え、博士、公衆衛生修士取得の場合

医師年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
修学資金の制度カテゴリ	臨床研修		勤務			後期研修		★勤務				
従事期間算定	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○		
就労医療機関	別表1のうち知事 が指定する病院 基本プログラム履修		・福島県立医科大学健康増進センター ・福島県保健福祉部 ・福島県保健所			福島県立医 科大学健康 増進セン ター	海外留学	・福島県立医科大学健康増進センター ・福島県保健福祉部 ・福島県保健所				
専門医研修カテゴリ	臨床研修		社会医学系専門医コース			博士課程	公衆衛生修士					

従事期間終了

別表 1 福島県内の基幹型臨床研修病院

地域	所在地	医療機関名	公的医療機関
県北	福島市	公立大学法人福島県立医科大学附属病院	○
		一般財団法人大原記念財団大原総合病院	
		医療生協わたり病院	
		福島赤十字病院	○
		済生会福島総合病院	○
	国見町	公立藤田総合病院	○
県中	郡山市	一般財団法人太田総合病院附属太田西ノ内病院	
		公益財団法人星総合病院	
		一般財団法人脳神経疾患研究所附属総合南東北病院	
		公益財団法人湯浅報恩会寿泉堂総合病院	
	須賀川市	公立岩瀬病院	○
県南	白河市	福島県厚生農業協同組合連合会白河厚生総合病院	○
会津	会津若松市	一般財団法人竹田健康財団竹田総合病院	
		公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター附属病院	○
		一般財団法人温知会会津中央病院	
相双	相馬市	公立相馬総合病院	○
	南相馬市	南相馬市立総合病院	○
いわき	いわき市	いわき市医療センター	○
		独立行政法人労働者健康安全機構福島労災病院	○
		公益財団法人ときわ会 常磐病院	

別表2 勤務対象医療機関

【凡例】 ○・・・勤務対象医療機関

△・・・産科婦人科及び周産期医療を提供する小児科に限り勤務対象医療機関（パターン1）

◇・・・救急科及び麻酔科に限り勤務対象医療機関（パターン2）

★・・・勤務対象医療機関で勤務中の1年間、週1日以上診療支援を受ける側の医療機関

所在地		医療機関名	修学資金種別								自治医 科大学	診療応援 対象医療 機関		
地域	市町村		緊急	パターン 1	パターン 2	へき地	パターン 1	パターン 2	地域	パターン 1			パターン 2	
県北	福島市	公立大学法人福島県立医科大学附属病院	○				△	◇		△	◇	△		
		済生会福島総合病院	○						○					
		福島赤十字病院	○						○					
		一般財団法人大原記念財団大原総合病院		△			△		○					
		福島県県北保健所	○											
		福島県立医科大学健康増進センター	○											
		福島県保健福祉部	○											
		福島市保健所	○											
	二本松市	二本松市岩代国保診療所	○			○			○			○	★	
		独立行政法人地域医療機能推進機構二本松病院	○			○			○					
	本宮市	本宮市国保白岩診療所	○			○			○			○	★	
	国見町	公立藤田総合病院	○			○			○					
川俣町	川俣町国保山木屋診療所	○			○			○			○	★		
	済生会川俣病院	○						○						
県中	郡山市	福島県総合療育センター	○						○					
		郡山市医療介護病院	○						○					
		一般財団法人太田総合病院附属太田西ノ内病院		△	◇		△	◇	○					
		公益財団法人星総合病院		△			△		○					
		一般財団法人脳神経疾患研究所附属総合南東北病院							○					
		公益財団法人湯浅報恩会寿泉堂総合病院		△			△		○					
		郡山市保健所	○											
	須賀川市	公立岩瀬病院	○			○			○					
		独立行政法人国立病院機構福島病院	○			○			○					
		福島県県中保健所	○											
	田村市	たむら市民病院	○			○			○					
		田村市立都路診療所	○			○			○			○	★	
	天栄村	天栄村国保診療所	○			○			○			○	★	
	三春町	三春町立三春病院	○			○			○					
	小野町	公立小野町地方総合病院	○			○			○			○		
	県南	白河市	福島県厚生農業協同組合連合会白河厚生総合病院	○			○			○			△	
			福島県県南保健所	○										
泉崎村		泉崎南東北診療所	○			○			○				★	
矢吹町		福島県立ふくしま医療センターこころの杜	○			○			○					
塙町		福島県厚生農業協同組合連合会塙厚生病院	○			○			○					
鮫川村		鮫川村国保診療所	○			○			○			○	★	
会津	会津若松市	公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター附属病院	○			○						○		
		一般財団法人竹田健康財団竹田総合病院		△			△		○					
		一般財団法人温知会会津中央病院			◇			◇	○					
		福島県会津保健所	○											
	喜多方市	喜多方市地域・家庭医療センター	○			○			○				★	
	北塩原村	南東北松原診療所	○			○			○			○	★	
南東北裏磐梯診療所		○			○			○			○	★		

所在地		医療機関名	修学資金種別								自治医 科大学	診療応援 対象医療 機関	
地域	市町村		緊急	へき地		地域							
				パターン 1	パターン 2		パターン 1	パターン 2		パターン 1			パターン 2
会津	西会津町	西会津町国保群岡診療所	○			○			○			○	★
		西会津町国保新郷診療所	○			○			○			○	★
		西会津町国保西会津診療所	○			○			○			○	★
		西会津町国保奥川診療所	○			○			○			○	★
	磐梯町	磐梯町医療センター	○			○			○			○	★
	猪苗代町	猪苗代町立猪苗代病院	○			○			○				
	会津坂下町	福島県厚生農業協同組合連合会坂下厚生総合病院	○			○			○				
	柳津町	柳津町国保診療所	○			○			○			○	★
		柳津町国保診療所西山出張所	○			○			○			○	★
	三島町	福島県立宮下病院	○			○			○			○	★
	金山町	金山町国保診療所	○			○			○			○	★
		金山町国保診療所沼沢出張診療所	○			○			○			○	★
金山町国保診療所横田出張診療所		○			○			○			○	★	
昭和村	昭和村国保診療所	○			○			○			○	★	
南会津	桧枝岐村	桧枝岐診療所	○			○			○			○	★
	只見町	只見町国保朝日診療所	○			○			○			○	★
	南会津町	福島県立南会津病院	○			○			○			○	★
		福島県南会津保健所	○										
相双	相馬市	公立相馬総合病院	○			○			○			△	
	南相馬市	南相馬市立総合病院	○			○			○			○	
		南相馬市立総合病院附属小高診療所	○			○			○				
		福島県厚生農業協同組合連合会鹿島厚生病院	○			○			○				
		福島県相双保健所	○										
	飯館村	いいたてクリニック	○			○			○			○	★
	浪江町	浪江町国保浪江診療所	○			○			○			○	★
		浪江町国保津島診療所	○			○			○			○	★
	双葉町	福島県厚生農業協同組合連合会双葉厚生病院	○			○			○				
	大熊町	福島県立大野病院	○			○			○				
	富岡町	ふたば医療センター附属病院	○			○			○				
	檜葉町	ふたば医療センター附属ふたば復興診療所	○			○			○				
	葛尾村	葛尾村診療所	○			○			○			○	★
	川内村	川内村国保診療所	○			○			○			○	★
いわき	いわき市	いわき市医療センター	○			○			○			△	
		いわき市国保田人診療所	○			○			○			○	★
		独立行政法人国立病院機構いわき病院	○			○			○				
		独立行政法人労働者健康安全機構福島労災病院	○			○			○				
		いわき市保健所	○										

修学資金被貸与者の基本プログラムについて
(令和8年度新臨床研修医)

1 基本プログラムの内容

【必須項目】

- | | |
|--------------|---------------|
| ● 上部消化管内視鏡検査 | 具体的目標の達成 |
| ● 腹部超音波検査 | 具体的目標の達成 |
| ● 外科 | 最低4週、具体的目標の達成 |
| ● 整形外科* | 最低4週、具体的目標の達成 |
| ● 小児科* | 最低4週、具体的目標の達成 |
| ● 麻酔科* | 最低4週、具体的目標の達成 |
| ● 地域医療 | 最低4週、具体的目標の達成 |
| ● コース受講 | |
- } *1 参照
- 1) BLS(Basic Life Support)=一次救命処置
 - 2) ACLS(Advanced Cardiovascular Life Support)=二次心肺蘇生法

【可能であれば履修が望ましい項目】

- 皮膚科
 - 産婦人科
 - コース受講
- 1) JPTEC(Japan Prehospital Trauma Evaluation and Care)=病院前外傷教育プログラム
 - 2) JATEC(Japan Advanced Trauma Evaluation and Care)=外傷初期診療ガイドライン等

【その他の条件】

- 各病院の研修担当者が、対象研修者が将来へき地医療機関等に診療応援をすることを十分理解し、研修の進捗状況の確認や、適切なアドバイスができる環境を整備する。
- 必修の内科研修では、総合内科の視点を養えるように配慮する。

【挙げた項目の具体的目標】

- 上部消化管内視鏡検査：適切に内視鏡検査の要否を判断できる。
- 腹部超音波検査：ルーチン検査については、一人でできるように検査手技を身につける。
- 外科：手術適応、周術期管理を学ぶ。簡単な小外科処置もできるようになる。
- 整形外科：外傷の応急処置、注射（膝関節注射、肩関節注射、仙骨硬膜外ブロック）などをできるようになる。
- 小児科：common disease の見方、転送のタイミング等を学ぶ。
- 麻酔科：気管挿管をはじめとする処置、全身管理について学ぶ。
- 救急科：救急外来で行われる処置を身につける。転送基準を学ぶ。

● 地域医療：

将来の勤務地となる可能性のある地域に行くことにより、地域のニーズ、自分に求められているものを知る。地域性を理解し、その地域における common disease への対応ができる。

訪問診療・在宅医療について学ぶ。

地域の保健活動（一般健診、介護保険、学校医、産業医）について学ぶ。

病院・診療所のマネジメント（レセプト、薬剤管理、各種関連法律）について学ぶ。

病院診療所で扱う書類（診断書、申請書、検死、主治医意見書など）が書けるようになる。

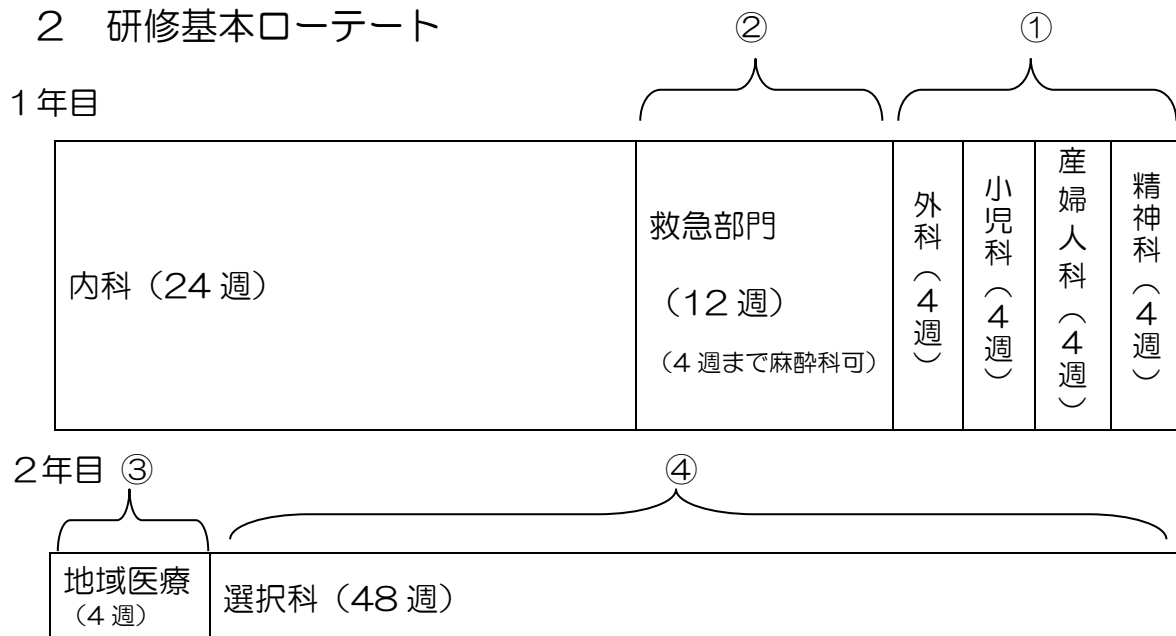
* 1 自院および協力病院で研修できない場合は、以下を目標とする。

整形外科：2 年間で外傷の応急処置ができるようになる。

小児科：2 年間で転送のタイミングを学ぶ。

麻酔科：2 年間で気管挿管 30 例以上（外科手術、救急を含む）行う。

2 研修基本ローテート



研修例）① 外科、小児科、産婦人科を研修

② 救急部門の中で、あるいは選択科で麻酔科を研修

③ 地域医療を研修

④ 整形外科を選択科で研修。加えて、皮膚科を選択科で研修することが望ましい。

3 研修到達の確認

- 研修 1 年目後に臨床研修病院から、到達度評価について報告
- 到達していない項目について 2 年目の選択科において履修
- 到達の確認は福島県地域医療支援センター専任教員等が実施し、必要に応じ、臨床研修病院とのプログラム調整を図る。

4 研修医向け研修会への参加

- | | | |
|----------------------------|----|-------|
| ○ 福島県新臨床研修医合同オリエンテーション | 必須 | } * 2 |
| ○ FACE、診断推論セミナー参加 | 選択 | |
| ○ レジデントスキルアップセミナー参加 | 選択 | |
| ○ その他福島県地域医療支援センター関連事業への参加 | 選択 | |
- * 2の中で1回以上／年の参加

5 その他

- 各診療科1名の指導医の配置等を条件とする。ただし、導入当初に確保が困難な場合は指導医講習会の受講等により指導医の確保を目指すこと。なお、厚生労働省の年次報告用指導医名簿を提出すること。
- 「知事が指定する臨床研修病院」の指定は、毎年行う。十分な研修が出来ていない、指導医講習会の受講率が低いなど、指定病院としてふさわしくないと福島県が判断した場合は、指定を解除する。
- 県が主催する修学資金被貸与者等の交流会に参加するよう努力すること。

臨床研修における基本プログラムについて（概要版）

4 【厚生労働省研修基本ローテート】

1 年目	内科		救急	外科	小児科	産婦人科	精神科
	2 4 週		12週(4週まで麻酔科可)	4 週	4 週	4 週	4 週
2 年目	地域医療	選択科					
	4 週	4 8 週					

5 【履修必須項目】

項目	内容	
腹部超音波検査	一人でできるように検査手技を身につける。	
上部消化管内視鏡検査	適切に内視鏡検査の要否を判断できる。	
外科	最低4週	手術適応、周術期管理を学ぶ。簡単な小外科処置もできるようになる。
整形外科		外傷の応急処置、注射などができるようになる。
小児科		common diseaseの見方、転送のタイミング等を学ぶ
麻酔科		気管挿管をはじめとする処置、全身管理について学ぶ。
地域医療		common diseaseへの対応、訪問診療・在宅医療、地域の保健活動等について学ぶ。
コース受講	BLS(一次救命措置)、ACLS(二次心配蘇生法)	
研修医向け研修会参加	福島県新臨床研修医合同オリエンテーション、地域医療人スキルアップ研修会等	